

第2編 大学 > 第4章 学 事

麗澤大学安全運転管理規程

昭和62年7月1日制定
平成29年4月1日全部改正

(目的)

第1条 この規程は、学校法人廣池学園安全運転管理規則第2条第1項の規定に基づき、麗澤大学学生（以下「学生」という。）及び麗澤オープンカレッジ受講生（以下「受講生」という。）による自動車、自動二輪車、原動機付自転車及び自転車（以下「車両」という。）の運行及び駐車に関する必要事項を定めることを目的とする。

(心得)

第2条 学内で車両を運行する者は、人命尊重を旨とし、法令及びこの規程を遵守して安全運転に努めることにより、教育環境の保全に留意しなければならない。

(遵守事項)

第3条 学内で車両の運行及び駐車をする者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 指定された制限速度を守り、徹底した安全運転を心掛けること。
- (2) 指定された場所に駐車すること。
- (3) 自動二輪車、原動機付自転車又は自転車を使用する学生は、駐輪ステッカーを当該車両のわかりやすい箇所に貼付すること。
- (4) 学内での運行及び駐車は、教職員の指示に従うこと。
- (5) 故障車両、整備不良車両及び法令違反車両は、運転しないこと。
- (6) 駐車カードを他人に貸与又は譲渡しないこと。

(駐車場等使用条件)

第4条 学生が自動車で駐車場を使用する場合は、原則として次の各号のすべてを備えていなければならない。

- (1) 運転免許証を取得して1年以上経ていること。
 - (2) 大学から居住地域までの直線距離が5km以上であること又は通学時間が公共の交通手段を利用して60分以上であること。
 - (3) 次の額の任意保険に加入していること。
 - ア 対人 無制限
 - イ 対物 1,000万円以上
 - ウ 搭乗者 1,000万円以上
 - (4) 本学が開催する安全運転講習会に参加していること。
- 2 学生が自動二輪車及び原動機付自転車で駐輪場を使用する場合は、原則として次の各号のすべてを備えていなければならない。
- (1) 次の額の任意保険に加入していること。
 - ア 対人 無制限
 - イ 対物 300万円以上
 - ウ 搭乗者 500万円以上
 - (2) 本学が開催する安全運転講習会に参加していること。
- 3 受講生が生涯教育プラザ（以下「プラザ」という。）の駐車場又は駐輪場（以下「駐車場等」という。）を使用する場合は、原則としてオープンカレッジを1講座以上、受講していなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、寮生の自動車及び自動二輪車の学内での所持、使用及び駐車は、原則として認めない。
- 5 学生の駐車場の使用期間は5月から1年間とし、駐輪場の使用期間は4月から1年間とする。ただし、受講生のプラザの駐車場等の使用期間は申請時に許可された期間とする。

(駐車場等使用手続)

- 第5条 学生が本学の駐車場等の使用を希望する場合は、所定の受付期間内に、所定の駐車許可願及び誓約書に関係書類を添えて学生支援グループに提出し、許可証、駐車カード又は駐輪ステッカー（以下「許可証等」という。）の交付を受けなければならない。ただし、大学院生については、大学院グループに提出するものとする。
- 2 受講生がプラザの駐車場等を使用する場合の手続きは、別に定める。
- 3 許可証等を交付された車両に変更があった場合は、直ちに変更届を学生支援グループ、大学院グループ又は地域連携・オープンカレッジグループに提出しなければならない。

(使用料)

- 第6条 許可証等を交付された学生は、次の使用料を学生支援グループ、大学院グループ又は地域連携・オープンカレッジグループに納入しなければならない。
- (1) 自動車 年額8,000円
 - (2) 自動二輪車 年額3,000円
 - (3) 原動機付自転車 年額1,000円
 - (4) 自転車 年額100円
- 2 受講生がプラザの駐車場等を使用する場合の使用料は、別に定める。

(入出構時刻)

- 第7条 自動車、自動二輪車及び原動機付自転車の入出構時刻は次のとおりとし、時間外の入出構は、特別の事情のない限り、これを許可しない。
- (1) 大学北側駐車場 午前6時から午後11時まで
 - (2) プラザ駐車場 午前7時から午後11時まで

(違反処分)

第8条 学内での車両の運行及び駐車において、法令及び第3条の定め違反した学生には、許可証等を返還させ、以後の車両の運行及び駐車を禁止する。なお、学則第38条の規定により戒告、停学又は退学に処することがある。

(賠償責任)

第9条 駐車中の車両の毀損並びに盗難等については、大学はその賠償責任を一切負わない。

(報告義務)

第10条 学内で事故を起こした場合は、速やかに学生支援グループ、大学院グループ又は地域連携・オープンカレッジグループに報告し、その指示に従うものとする。

2 学内での事故処理は、当該者の責任において処理するものとし、大学は関与しない。

(廃棄処分)

第11条 学内に放置された自転車等については、学内掲示で周知し3か月間を経過したものは廃棄処分とする。

(事務の所管)

第12条 この規程に関する事務は、大学事務局学生支援グループ、大学院グループ又は地域連携・オープンカレッジグループが所管する。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、協議会の議を経て、学長がこれを定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和62年7月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成2年4月1日から改定施行する。
- 3 この規則は、平成4年4月1日から改定施行する。
- 4 この規則は、平成6年4月1日から改定施行する。
- 5 この規則は、平成7年4月1日から改定施行する。
- 6 この規則は、平成8年4月1日から改定施行する。
- 7 この規程は、平成17年4月1日から改定施行する。
- 8 この規程は、平成18年4月1日から改定施行する。
- 9 この規程は、平成24年4月1日から改定施行する。
- 10 この規程は、平成27年4月1日から改定施行（全部改正）する。
- 11 この規程は、平成29年4月1日から改定施行する。